

熊谷組

証券コード:1861

第83期

定時株主総会招集ご通知

■開催日時

2020年6月26日 (金曜日) 午前10時

▋議決権行使期限

2020年6月25日 (木曜日) 午後5時30分まで

議決権行使について





新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

CONTENTS

名のつめがこの小小	上心ムコ未し心心	J
株主総会参考書	靅	9
決議事項		
第1号議案	剰余金の配当の件	
第2号議案	定款一部変更の件	
第3号議案	取締役7名選任の件	
第4号議案	補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)		
事業報告⋯⋯		19
連結計算書類·		35
計算書類・・・・		38
監査報告書⋯		41

「スマート行使」と「ネットで招集」で議決 権行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳しくは 6頁をご参照ください。



https://s.srdb.jp/1861/





ごあいさつ



高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、 そこに集う人々とともにつくりあげていくコミュニティーです。

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼 申しあげます。

第83期定時株主総会を6月26日に開催いたしますので、 ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を 賜りますようお願い申しあげます。

2020年6月

取締役社長 櫻野 泰則

目次

■ 第83期定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	9
決議事項	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
添付書類	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	
■ 監査報告書	41

第83期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

第83期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして、以下のとおりご案内申しあげますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

- 本株主総会においては、後記4~5頁に記載のとおり、事前に議決権を行使することができます。感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。
- また議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じる可能性があります。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
- 会場において、当社スタッフはマスクを着用し、またアルコール消毒液を配備いたします。株主様におかれましては、ご来場される場合には、マスクの持参・着用や会場受付でのアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止にご協力をお願い申しあげます。
- 会場受付にてご来場の株主様の検温をさせていただきます。検温の結果、発熱があると認められる方や、体調不良と見受けられる方等には、入場をお断りし、あるいは退場をお願いする場合がございます。
- 会場の座席の間隔を拡げることにより、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- 本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。下記のインターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

https://www.kumagaigumi.co.jp/

株 主 各 位

本 店 福井市大手3丁目2番1号東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号株式会社 熊 谷 組取締役社長 櫻 野 泰 則

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から人との接触を低減する取組が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、人との接触を低減する取組が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年6月26日(金曜日)午前10時

3. 目 的 事 項

- 報告事項 1. 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第83期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに 到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された 場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」 につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.kumagaigumi.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kumagaigumi.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同 封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し あげます。

開催日時

2020年6月26日 (金曜日) 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



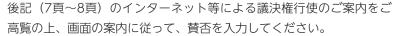
書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時30分必着

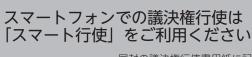
インターネット等による議決権行使



行使期限

2020年6月25日 (木曜日) 午後5時30分まで

(ご参考)





同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

詳しくは同封の案内チラシを ご覧ください



(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。 ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ► https://s.srdb.jp/1861/

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。 パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT 1 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT 2 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。









「OK」を選択後、 「スマートフォン 用議決権行使ウェ ブサイト」へアク セスいただけます。



POINT 3 簡単スケジュール登録・

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを 利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

POINT 4 株主総会会場へのアクセスにも便利 **

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する アクセス手順について 以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくこと によってのみ可能です。

議決権行使期限

2020年6月25円(木)午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net



1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



「次へ進む」をクリック

「スマート行使」について



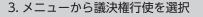
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議 決権行使ウェブサイトログインQRコード を読み取りいた だくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が 入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権 を行使できます。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

ご注意事項

- ■書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された 場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とし てお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数 回数またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議 決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権 行使としてお取扱いいたします。
- ■パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であること を確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、 大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなりま す。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に 従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、 本総会に限り有効です。

2. ログインする





お手元の議決権行使書に記載された 「議決権行使コード」を入力し、「ロ グイン」をクリック お手元の議決権行使書に記載された 「パスワード」を入力し、「次へ」を クリック

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

- ①インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル **20**0120-652-031 (午前9時~午後9時)
- ②その他のご照会

証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様

三井住友信託銀行 証券代行部

∞ 0120-782-031 (土日休日を除く 午前9時~午後5時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画(2018~2020年度)」に基づき、更なる業績の拡大に努めるとともに、株主の皆様への利益還元をなお一層重視し、配当性向30%を目指して株主還元を継続していく所存であります。

このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第83期の期末配当につきましては、以下のとおり増配することといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき120円 なお、この場合の配当総額は5,611,211,640円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 取締役の員数を、実態に合わせた適正な員数とするため、現状の18名以内より12名以内に変更するものであります(現行定款第19条)。
- (2) 取締役会の監督機能をより一層明確化しコーポレートガバナンスの強化を図ることを目的として、執行役員を兼務する取締役について、取締役社長を除き、執行役員制度に基づく役位にて役付を行うことで整理、一元化を図ることといたしました。これに伴い、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の各役付取締役を廃止するものであります。また当該変更に伴い、代表取締役を役付取締役以外の取締役からも選定できるよう、選定方法を変更するものであります(現行定款第26条)。
- 2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
(員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>18名</u> 以内と する。	(員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>12名</u> 以内と する。
(役付取締役および代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって代 表取締役として取締役社長1名を選 定する。	(役付取締役および代表取締役) 第26条 (現行どおり)
2. 取締役会は、その決議によって 取締役会長1名、取締役副会長、 取締役相談役、取締役副社長、専 務取締役および常務取締役各若干 名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって 取締役会長1名、取締役副会長 <u>お</u> <u>よび</u> 取締役相談役各若干名を定め ることができる。
 取締役会は、その決議によって 第1項のほか、<u>役付取締役のなか</u> <u>から</u>代表取締役若干名を選定する ことができる。 	3. 取締役会は、その決議によって 第1項のほか、代表取締役若干名 を選定することができる。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号			氏名			地位	担当	取締役会/出席回数
1 国任	製	野	泰	則		取締役社長 執行役員社長		100 % (170/170)
2 再任	嘉	藤	好	彦		取締役 執行役員副社長	土木事業本部長 土木事業本部鉄道プロジェクト 推進本部長	100 % (170/170)
3 厘	# / <u> </u> \	がわ 	嘉	明		取締役 執行役員副社長	建築事業本部長	100% (170/170)
4	』 人	がわ 		ਰਾਂ ਰਾਂ ਹੈ ਘਾ ⊟		取締役 専務執行役員		100% (17回/17回)
5 _{再任}	U	高	功	<u> </u>		取締役 専務執行役員	管理本部長 綱紀担当 個人情報保護担当	100% (17回/17回)
6 再任	湯	±≥ ★	チューキ	^え 社	外 立役員	取締役		100% (170/170)
7 新任	په ا ا	të		さかえ 社 栄 独	外 立役員			-

取締役候補者

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	でくらの をすのり 櫻 野 泰 則 (1957年7月2日生)	1981年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社管理本部人事部長 2011年 4 月 当社執行役員 2012年 4 月 当社広報室担当 2012年 4 月 当社広報室担当 2012年 4 月 当社CSR推進室担当 2012年 6 月 当社企画室長 2012年 7 月 当社企画室長 2014年 4 月 当社常務取締役 2014年 4 月 当社経営管理本部長 2014年 4 月 当社経営管理本部長 2014年 4 月 当社経営管理本部長 2015年 4 月 当社経営企画本部長 2016年 4 月 当社経営企画本部 2017年 4 月 当社経営企画本部ダイバーシティ推進室長 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社取締役社長(現任) 2018年 4 月 当社執行役員社長(現任)	4,500株
	2018年3月まで経営企画 中期経営計画(2018~20 年4月からは代表取締役社 めております。当社は、同 役割を適切に果たしてきた	日】 部長や企画室長及び経営管理本部長等の要職を歴任後、2015 本部長を務め、住友林業株式会社との業務・資本提携、中長期紹 020年度)策定を主導するなどの実務実績を有しております。 長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価 同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締 とと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当 ることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするも	経営方針及び また、2018 値向上に努 役としての 社の経営上

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数				
2	意 藤 好 彦 (1958年8月24日生)	1982年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員 2013年 4 月 当社東北支店副支店長 2013年 4 月 当社東北支店震災復興担当 2014年 4 月 当社土木事業本部長(現任) 2014年 6 月 当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長(現任) 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社専務取締役 2017年 4 月 当社取締役(現任) 2020年 4 月 当社取締役(現任)	2,100株				
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くのトンネル掘削工事に携わったほか、土木事業本部技術センター東日本地区部長及び東北支店副支店長兼震災復興担当等の要職を歴任後、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。						
3	小 川 嘉 明 (1958年6月19日生)	1982年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員 2011年 4 月 当社関西支店建築事業部長 2011年 4 月 当社関西支店建築事業部建築部長 2012年 4 月 当社関西支店副支店長 2013年 4 月 当社関西支店最 2013年 4 月 当社関西支店長 2017年 4 月 当社関西支店長 2017年 4 月 当社専務執行役員 2017年 4 月 当社建築事業本部長(現任) 2017年 6 月 当社取締役(現任) 2020年 4 月 当社執行役員副社長(現任)	3,600株				
	建築事業本部長を務めるなまた2013年4月から2013 経営の重要事項の決定及で価されることや、同氏ので		ております。 は、同氏が ってきたと評				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数				
4	小 川 普普 (1957年8月29日生)	2010年 4 月 株式会社三井住友銀行公共・金融法人部長 2012年 4 月 同行監査部上席考査役 2012年 6 月 当社常任顧問 2012年 7 月 当社建築事業本部営業担当 2013年 6 月 当社常務取締役 2014年 4 月 当社専務取締役 2014年 4 月 当社専務取締役 2014年 4 月 当社事務取締役 2014年 4 月 当社事務取締役 2015年 4 月 当社国際事業・国内建築営業担当 2015年 4 月 当社国際事業・国内建築営業担当	2,400株				
		2017年 4 月 当社国際事業担当、営業担当 2020年 4 月 当社取締役(現任)					
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)に入行後、駐在先のアメリカ合衆国で長く国際金融に携わるなど、豊富な海外経験を有するほか、公共・金融法人部長等の要職を歴任してきました。また、当社入社後は、国際事業のほか、営業も担当し幅広い実務経験があります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。						
5	☆ 着 売 [・]	1981年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社管理本部副本部長 2012年 7 月 当社管理本部副本部長 2013年 4 月 当社執行役員 2014年 4 月 当社経営管理本部副本部長 2014年 4 月 当社経営管理本部主計部長 2015年 4 月 当社管理本部長(現任) 2016年 4 月 当社綱紀担当(現任) 2016年 4 月 当社個人情報保護担当(現任) 2017年 4 月 当社常務執行役員 2018年 6 月 当社职締役(現任) 2020年 4 月 当社取締役(現任) 2020年 4 月 当社専務執行役員(現任)	2,620株				
	する幅広い知識と豊富な乳 執行に対する監督など取締	H 】 型長や主計部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管 関系経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決 節役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同 当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締	R定及び業務 同氏のこれま				

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
番 号	社外取締役候補者 独立役員 湯 * 本 * 手 喜 枝 (1947年8月5日生)	1971年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1981年 5月 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス 日本社(現 アフラック生命保険株式会社)入社 1995年 1月 同社人材開発部長 1997年 1月 同社取締役(人事・教育・厚生年金基金・健康保険組合担当) 1999年 1月 同社執行役員(人事・教育・厚生年金基金・健康保険組合担当) 2002年 1月 同社執行役員(お客様サービス部・料金部担当) 2003年 1月 同社顧問(2005年12月退社) 2006年 1月 リスカーレ・コンサルティング代表(現任)	1,600株
6	(現 アフラック生命保険掛けてきた実務経験のほか現在はリスカーレ・コンサネジメント、ワークライで重要事項の決定及び業務することや、また、今後も、社の経営に対する適切な特として選任をお願いするも【独立性に関する事項】同氏は、東京証券取引所の当社の独立性判断基準す。	2016年6月 当社取締役(現任) 理由】 マミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバ株式会社)に入社後、人材開発部長として数多くの社員の採用か、人事担当役員として経営に参画していた実績を有しておりまか。ティング代表として、企業や大学等での講演を通じ、ダイバフバランス、女性活躍推進等に取り組んでおります。当社は、同地行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきた同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識質・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取	やす。 デー氏と に ボー氏と に ボー氏と に ボースが に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
	社外取締役候補者 新任 独立役員 苦	1981年 4 月 大日本インキ化学工業株式会社 (現 DIC株式会社)入社 2009年 4 月 DIC株式会社堺工場工場長 2010年 4 月 同社千葉工場工場長 2015年 1 月 同社執行役員生産統括本部長 2018年 1 月 同社顧問(2018年12月退社)	500株
7	理由】 と学工業株式会社(現 DIC株式会社)入社後、堺工場工場長利社の執行役員生産統括本部長として経営に参画していた実績をより培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対当断されることから、新たに社外取締役候補者として選任をおり規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記を満たしており、同氏が選任された場合には、当社は同氏を独立されます。	有しており けする適切な が願いするも 18頁に記載	
	同取引所に届け出る予定で なお、同氏が過去に業務執	であります。 N行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありま	せん。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 湯本壬喜枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 3. 当社は、湯本壬喜枝氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
 - 4. 吉田 栄氏が選任された場合には、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
社外監査役候補者 独立役員 (1972年10月9日生)	1999年 4月 弁護士登録 1999年 4月 岡村綜合法律事務所入所 2006年 2月 財務省関東財務局金融証券検査官 2008年 1月 増田パートナーズ法律事務所入所 2009年 8月 前川晶法律事務所開設 2011年 2月 法律事務所イオタ パートナー就任(現任) 2016年 4月 第一東京弁護士会副会長 2018年 3月 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 社外取締役(現任) 2018年 4月 東京簡易裁判所調停委員(現任)	一株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、2006年2月から2008年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記18頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏が過去に所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 前川 晶氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
 - 3. 前川 晶氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

<当社の独立性判断基準>

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の(a)から(d)のいずれかに該当する者
 - (a) 当社の主要な株主 (議決権所有割合10%以上の株主) 又はその業務執行者
 - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその 業務執行者
 - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務 執行者
 - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記(a)から(d)のいずれかに該当していた者

以上

事業報告

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速の影響を受けつつも好調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調を持続しておりました。しかしながら、年明けから新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し始めた影響により個人消費が急激に落ち込み、売上の減少や生産活動の停滞から企業収益が一転して悪化するなど、景気は年度末にかけて混沌とした状況となりました。

建設業界におきましては、住宅建設は弱い動きが続き、企業の建設投資も前年度の消費税 増税前の駆け込み需要による反動減となりましたが、公共投資は底堅く推移し、豊富な手持 工事を背景に工事出来高は増加基調が継続するなど、総じて事業環境は良好な状況にありま した。

当社グループはこのような状況のもと、2018年3月に策定した①建設工事請負事業の維持・拡大、②新たな事業の創出、③他社との戦略的連携を戦略の柱とする『熊谷組グループ中期経営計画(2018~2020年度)~成長への挑戦~』に熊谷組グループー丸となって取り組み、さらなる成長に向けて挑戦してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、期首繰越工事の増加等により、前連結会計年度比12.1%増の4,361億円となりました。利益は、販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は254億円となり、経常利益は257億円となりました。また、独占禁止法関連損失引当金戻入額の特別利益への計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は194億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、土木工事、建築工事ともに減少し前年度比28.4%減の3,249億円となりました。このうち、土木工事は923億円、建築工事は2,325億円であり、これらの発注者別内訳は官庁27.1%、民間72.9%であります。

売上高は、同14.7%増の3,522億円となりました。このうち、土木工事は1,222億円、建築工事は2,299億円であり、これらの発注者別内訳は官庁28.6%、民間71.4%であります。 翌事業年度への繰越高は、同4.8%減の5.431億円となりました。

利益につきましては、販売費及び一般管理費の増加等により経常利益は206億円となり、当期純利益は148億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比40.7%減の923億円となりました。

主な受注工事は、大阪市:淀川左岸線(2期)トンネル整備事業-2 (大阪府)、農林水産省:信濃川左岸流域農業水利事業 1号幹線用水路1号トンネル建設工事(新潟県)、東京電力パワーグリッド株式会社:北多摩府中洞道新設工事(東京都)、西日本高速道路株式会社:新名神高速道路 田上羽栗森工事(滋賀県)等であります。

完成工事高は同9.5%増の1,222億円となりました。

主な完成工事は、東日本高速道路株式会社:東京外かく環状道路 大泉ジャンクション立 坑工事(東京都)、国土交通省:阿蘇大橋地区斜面対策工事(熊本県)、福岡給油施設株式会 社:福岡空港国内線誘導路二重化に係る給油施設工事(福岡県)、神戸市道路公社:六甲山ト ンネル改築工事 他(兵庫県)等であります。

[建築]

建築の受注高は前年度比22.0%減の2,325億円となりました。

主な受注工事は、住友商事株式会社:(仮称)レンゴー淀川工場跡地開発計画新築工事(大阪府)、野村不動産株式会社:(仮称)阪急塚□駅前建替計画新築工事(兵庫県)、医療法人徳洲会:医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院移転新築工事(鹿児島県)、金シャチ名古屋競馬場P F Ⅰ 株式会社:名古屋競馬場移転整備等事業(愛知県)等であります。

完成工事高は同17.7%増の2,299億円となりました。

主な完成工事は、豊洲6丁目4-1B開発特定目的会社:(仮称) Dタワー豊洲新築工事(東京都)、嘉新琉球COLLECTIVE株式会社:(仮称) CHC那覇ホテル新築工事(沖縄県)、アパマンション株式会社:(仮称) アパホテル&リゾート<御堂筋本町駅タワー>新築工事(大阪府)、北海道放送株式会社:北海道放送株式会社 本社社屋新築工事(北海道)等であります。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区	分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土	木	218,351	92,371	122,236	(188,487) 188,487
建	築	352,041	232,587	229,988	(354,640) 354,626
合	計	570,393	324,959	352,224	(543,128) 543,113

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度 末レートで修正しております。

この減少額は14百万円であり、()内は修正前であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は26億円であり、主なものは、事業 用建物、機械装置の取得及び更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により海外経済が急速に 収縮するなか、政府から発令された緊急事態宣言を受けて、個人消費は外出自粛や移動制限 により停滞し、企業収益もインバウンド需要の消失や経済活動の抑制により大幅な悪化が避 けられず、景気の見通しは極めて不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、政府方針にて公共工事は緊急事態宣言下であっても継続が必要な事業と位置づけられているものの、受注者において特定警戒都道府県で工事の一時中断などの措置がとられており、今後の感染状況により影響を大きく受ける可能性があります。このような状況下で民間企業による建設投資は経営環境の悪化により減少が予想されますが、公共投資は、気候変動による災害リスクの増大やインフラ老朽化対策などへの集中投資の必要性から2020年度当初予算に前年度とほぼ同水準の公共事業関係費が織り込まれており一定

の水準は維持されると思われます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の緊急経済対策として補正予算に計上されている国内投資促進事業費補助金2,200億円については、民間設備投資を一定程度下支えすると考えられます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、対策コストの増大や資機材の供給が滞るなどのリスクには留意する必要があります。

現下の建設市場は、激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策事業や高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策事業の拡大に加え、全国における新幹線整備やIR構想及び大阪万博開催に伴う関連投資など、中期的には一定の需要が見込まれる環境にあります。しかしながら将来的には、人口減少による国内建設需要の縮小や財政制約により公共投資の抑制が予測されることから、建設市場は新設が減少し維持更新やPPP(Public Private Partnership)/PFI(Private Finance Initiative)/コンセッションが増加するなど質的・量的に変化していくことが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは2017年11月に、5年後の連結売上高5,000億円・連結営業利益500億円を目指した中長期経営方針を定めるとともに、本方針に基づき、2018年3月に『熊谷組グループ 中期経営計画(2018~2020年度)~成長への挑戦~』を策定しました。当社グループー丸となって本計画に取り組んできており、中期経営計画最終年度として総力を挙げてさらなる成長に向けて着実に足元を固めているところであります。

なお、当社子会社の株式会社ガイアートは全国におけるアスファルト合材の販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで2017年2月に公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2019年7月に同委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申しあげます。

当該命令を受け、同社では、独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び社内周知の 徹底や独占禁止法遵守のための監査体制の強化などの再発防止策を策定・実行しております が、当社グループといたしましてもこの度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、当社グループ 役職員一同、今後とも法令遵守をあらためて徹底し、皆様からの早期の信頼回復に努めてま いる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し あげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

×		分	単位	第80期 (2017年3月期)	第81期 (2018年3月期)	第82期 (2019年3月期)	第83期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売	上	高	百万円	344,706	374,019	389,058	436,151
親会社当期	株主に帰原 月 純 禾		百万円	16,433	15,783	13,312	19,447
1株当	たり当期	純利益	円	439.94	389.63	285.49	417.35
総	資	産	百万円	271,908	333,665	353,718	374,841
純	資	産	百万円	80,288	126,374	134,883	148,034

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため「1株当たり当期純利益」は、第80期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区		分	単位	第80期 (2017年3月期)	第81期 (2018年3月期)	第82期 (2019年3月期)	第83期 (当事業年度) (2020年3月期)
受	注	高	百万円	284,711	381,784	454,007	324,959
売	上	高	百万円	273,717	294,579	307,090	352,224
当:	期純	利 益	百万円	13,986	12,864	14,156	14,823
1株計	当たり当	期純利益	円	373.37	316.72	302.88	317.38
総	資	産	百万円	223,147	280,092	294,950	315,780
純	資	産	百万円	57,321	100,439	109,973	118,438

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため「1株当たり当期純利益」は、第80期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100.00	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連す る事業
テクノス株式会社	百万円 470	100.00	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・ 販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100.00	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及び これらに関連する事業
華熊営造股份有限公司	百万NT\$ 800	100.00	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は7社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-29)第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

① 当 社

本 店 福井市大手3丁目2番1号

東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号

支 店 北海道支店(北海道札幌市)、東北支店(宮城県仙台市)、首都圏支店

(東京都新宿区)、名古屋支店、北陸支店(石川県金沢市)、関西支店(大阪府大阪市)、中四国支店(広島県広島市)、四国支店(香川県高松

市)、九州支店(福岡県福岡市)、国際支店(東京都新宿区)

技術研究所 (茨城県つくば市)

海 外 拠 点 中国(香港)、台湾、ベトナム、スリランカ、ミャンマー

(注) 2020年4月1日付にて国際支店を国際本部へ組織変更いたしました。

② 主要な子会社

株式会社ガイアート(東京都新宿区) テクノス株式会社(愛知県豊川市) ケーアンドイー株式会社(東京都新宿区) 華熊営造股份有限公司(台湾)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数		前連結会計年度末比増減
				4,154 ^名	+122 ⁸

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
2,578 ^名	+81 ^名	44.5 ^歳	19.5 ^年	

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

		· 入	先		借	入	額	
								百万円
株	式 会 社	三 井	住 友 釒	艮 行				3,000
=	井 住 友	信 託 銀	行 株 式	会 社				1,575
株	式 会	社 群	馬銀	行				1,250
株	式 会 社	三菱し	J F J 🕏	银 行				1,225
株	式 会	社 北	陸銀	行				1,050

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

71,400,000株

(2) 発行済株式の総数

46,805,660株(うち自己株式

45,563 株)

(3) 株 主 数

37,602名(前事業年度末比 872名減)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
住 友 林 業 株 式 会 社	9,361	20.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,428	11.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,167	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,924	4.12
熊 谷 組 取 引 先 持 株 会	1,837	3.93
JP MORGAN CHASE BANK 385151	740	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	593	1.27
株式会社三井住友銀行	591	1.26
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託□)	544	1.16
H A Y A T	530	1.13

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	樋 □ 靖	
取締役社長 (代表取締役)	 櫻野泰則	
専務取締役	小川晋	国際事業担当、営業担当
専務取締役	嘉藤好彦	土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長
専務取締役	小川嘉明	建築事業本部長
常務取締役	日高功二	管理本部長、綱紀担当、個人情報保護担当
取 締 役	広 西 光 一	
取 締 役	湯本・壬喜枝	
常勤監査役	小西純治	
監査役	鮎 川 眞 昭	公認会計士、株式会社オークネット社外取締役(監査等委員)
監 査 役	佐藤建	住友林業株式会社代表取締役執行役員副社長
〇監 査 役	竹花豊	

- (注) 1. 取締役広西光一及び湯本壬喜枝の両氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役鮎川眞昭及び竹花 豊の両氏は社外監査役であります。
 - 3. 取締役広西光一、湯本壬喜枝、監査役鮎川眞昭及び竹花 豊の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
 - 4. 〇印は2019年6月27日開催の第82期定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
 - 5. 監査役鮎川眞昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当事業年度中の退任監査役

監 査 役 垣 見 隆 (2019年6月27日辞任)

7. 2020年4月1日付にて取締役の地位及び担当業務が次のとおり変更となりました。

取締役嘉藤好彦土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長取締役小川票取締役小川晋取締役日髙功二管理本部長、綱紀担当、個人情報保護担当

当社は執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	櫻 野	泰	則	常務執行役員 岡市光司
執行役員副社長	髙嶋	正	彦	常務執行役員 梶山雅生
執行役員副社長	渋 川		智	執行役員 大島邦彦
*専務執行役員	小川		晋	執行役員 星 国人
*専務執行役員	嘉藤	好	彦	執行役員 住吉徳夫
*専務執行役員	小川	嘉	明	執行役員 築田秀之
*常務執行役員	日髙	功	=	執行役員 永田尚人
常務執行役員	山崎		晶	執行役員柏原貴彦
常務執行役員	飯田		宏	執行役員 川村和彦
常務執行役員	岸	研	司	執行役員 渡辺裕之
常務執行役員	上 田		真	執行役員 山下雅人
常務執行役員	大 野	雅	紀	執行役員 平野 譲

- (注) 1. *印は取締役兼務であります。
 - 2. 2020年3月31日付をもって執行役員副社長渋川 智氏および執行役員渡辺裕之氏は執行役員を退任いたしました。
 - 3. 2020年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

執行役員副社長 藤 好 彦 常務執行役員 住 吉 德 夫 之 執行役員副社長 小 川 嘉 明 常務執行役員 築田秀 悟 専務執行役員 \Box 髙 功 ◎ 執 行 宮 脇 専務執行役員 \mathbb{H} 真 ◎ 執 行 誠 専務執行役員 岡市光司

- 4. 2020年5月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。
 - ◎常務執行役員 萩田義夫
 - (注) ◎印は新任執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 8名 189百万円 (うち社外 2名 20百万円) 監査役 5名 42百万円 (うち社外 3名 20百万円)

(注) 報酬等の総額には、当事業年度に計上した、取締役(社外取締役を除く)に対する株式給付引当金繰入 額17百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

取締役広西光一及び湯本壬喜枝の両氏は社外取締役であります。また、監査役鮎川眞昭 及び竹花 豊の両氏は社外監査役であります。

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係 鮎川監査役は株式会社オークネットの社外取締役(監査等委員)であります。同社と当 社との間には、重要な関係はありません。
- ② 主な活動状況

広西取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に異業種の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。

湯本取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に異業種の人事担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。

鮎川監査役は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に、また監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

竹花監査役は、2019年6月27日就任以降開催の取締役会13回全てに出席し、また監査 役会10回全てに出席し、主に官公庁の要職の歴任及び異業種の経営経験により培われた幅 広い見識に基づく客観的視点から、必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 72百万円
- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年 度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1 項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の子会社である華熊営造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議いたしました上記の体制の内容は次のとおりであります。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全ての取締役、執行役員(以下併せて「役員」という。)及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。
 - ② 全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。
 - ③ 役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。
 - ④ 法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。
 - ⑤ 役員、支店長等の経営トップが使用人に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、 社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
 - ⑥ 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化 を防止すること、並びに使用人相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防す

ることを目的として社内通報制度を設ける。

- ② 経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。
- ⑧ 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」に明記し、周知徹底を行う。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。
 - ② 適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程 等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。
 - ③ 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。
 - ② 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において 論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。
 - ③ 執行役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。
- 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ会社の経営状況の把握、リスクに対する適切な報告と対応、効率的な職務執行体制の構築等、グループ会社の経営全般を管理・支援する体制を整備する。
 - ② グループ経営の観点からグループ経営推進委員会を設置し、個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行う。

- ③ グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、当社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。また、グループ会社の使用人は当社の社内通報制度により、当社の窓口へ直接通報することができる。
- ④ 当社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。
- ⑤ グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うためグループ会社監査役 監査規程を定める。また、当社の内部監査部門がグループ会社の業務執行における法令 遵守の状況を監査する状況を整備する。

6. 監査役の監査に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。また、当該使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令に従い当該職務を遂行する。

- (3) 当社及びその子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の役員及び使用人、並びにグループ会社の監査役は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、当社の監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。
- ② 当社及びグループ会社は、前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査役の職務遂行について生じる必要な費用又は債務は、監査役より請求があった後、 速やかに処理を行う。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査

した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制全般

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成し、監査役4名も出席した上で、17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保している。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行している。

その他、経営会議は21回、役員支店長会議は4回開催されている。

職務の執行にあたっては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の 社内規程を定め、社内規程に則り、必要な手続きを実施している。

2. コンプライアンス体制

当社は、法令遵守経営の強化と実践のため、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、コンプライアンス研修を本社及び全支店において毎年1回実施している。また、グループ会社も含めた、社内通報制度を設け、経営から独立した通報窓口を設置している。

また、法遵守監査委員会を年度総括として1回、その他、個別の事案毎に適宜開催し、 経営から独立した立場での評価を受けている。

3. リスク管理体制

当社は、適切なリスク管理のため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクについて個別にマニュアル等を定めている。その他、大規模災害等が発生した場合の対応として、事業継続計画を整備するとともに、危機管理委員会を設置している。

また、多面的なリスクの検討のため、受注案件審査委員会、新事業委員会等の部門横断的な全社委員会を設置している。

4. グループ管理体制

当社は、国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、 グループ経営全般の管理体制を整備するとともに、グループ経営推進委員会を4回開催し、 個別グループ会社の業績確認と経営課題の検討を行っている。

また、コンプライアンス研修にグループ会社の一部を参加させている他、個別グループ会社にて、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、必要に応じて当社の取締役会に報告を行っている。

5. 監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、並びにグループ会社等からの報告を通じて、当社及びグループ会社の業務執行の状況を把握している。

また、監査役は、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認する とともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を適宜実 施している。

内部監査部門は、年度計画に基づき、当社及びグループ会社への内部監査を実施している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	百万円 310,667	流動負債	百万円 201,590
現 金 預 金	75,155	支払手形・工事未払金等	96,503
受取手形·完成工事未収入金等	190,642	電子記録債務	29,572
未 成 工 事 支 出 金	7,864	短 期 借 入 金	4,074
未 収 入 金	29,827	未 払 法 人 税 等	3,093
そ の 他	7,395	未成工事受入金	19,933
貸 倒 引 当 金	△219	預りの金り	29,489
固 定 資 産	64,141	完成工事補償引当金	422
有形固定資産	25,347	工事損失引当金	469
建物・構築物	7,491	偶 発 損 失 引 当 金	7,614
機械、運搬具及び工具器具備品	2,298	賞 与 引 当 金	3,689
土 地	14,795	その他	6,726
リース 資産	445	固定負債	25,216
建 設 仮 勘 定	316	長期借入金	8,184
無形固定資産	540	株式給付引当金	97
投資その他の資産	38,252	退職給付に係る負債	16,421
投 資 有 価 証 券	22,870	その他	513
長期貸付金	779	負 債 合 計	226,807
長期営業外未収入金	161	純 資 産 の	部
破 産 更 生 債 権 等	29	株主資本	147,228
繰 延 税 金 資 産	10,328	資 本 金	30,108
そ の 他	4,286	資本剰余金	25,157
貸 倒 引 当 金	△204	利益剰余金	92,413
繰 延 資 産	33	自 己 株 式	△450
株 式 交 付 費	33	その他の包括利益累計額	806
		その他有価証券評価差額金	816
		為替換算調整勘定	391
		退職給付に係る調整累計額	△401
		純 資 産 合 計	148,034
資 産 合 計	374,841	負 債 純 資 産 合 計	374,841

連結損益計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

	百万円	百万円
完 成 工 事 高	436,151	436,151
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	390,653	390,653
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	45,498	45,498
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,057
営 業 利 益		25,440
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	374	
持分法による投資利益	201	
その他	127_	703
営業外費用		
支 払 利 息	188	
債 権 売 却 損	52	
株式交付費償却	49	405
そ の 他	136_	425
経 常 利 益		25,718
特別利益 独占禁止法関連損失引当金戻入額	1,311	
会員 権 売 却 益	732	
云 真 惟 元 却 <u>無</u> そ の 他	25	2,068
特別損失		2,000
偶発損失引当金繰入額	265	
損害賠償金	139	
投資有価証券評価損	114	
持分変動損失	77	
	119	716
税金等調整前当期純利益		27,070
法人税、住民税及び事業税	6,181	•
法 人 税 等 調 整 額	1,441	7,622
当期 純 利 益		19,447
親会社株主に帰属する当期純利益		19,447

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	30,108	25,157	77,642	△426	132,481
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,676		△4,676
親会社株主に帰属する当期純利益			19,447		19,447
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分		△0		7	7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	△0	14,770	△23	14,746
当 期 末 残 高	30,108	25,157	92,413	△450	147,228

							その他の包括利益累計額									
						その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包括利益累計額合計	純資産合計						
						百万円	百万円	百万円	百万円	百万円						
当	期		首	残	高	2,501	349	△449	2,402	134,883						
当	期		変	動	額											
乗	」 余	÷ 3	金	の配	当					△4,676						
親す		社 当			帚 属					19,447						
É	己	株	左	この耳	7 得					△31						
É	己	株	左	i の 如	1 分					7						
杉当		資本 変	以動	外 の 項 額 (純		△1,685	41	47	△1,595	△1,595						
当	期	変	動	額合	ì 計	△1,685	41	47	△1,595	13,150						
当	期		末	残	高	816	391	△401	806	148,034						

		付 照 表 (2020年3	月31日現在)
資産	の部	負 債 の	部
流 現 一 う 金 取 工 工 収 の り を で た の り を で し 物 は の り を を で し 物 は に に の り を に の の の の の の の の の の の の の	百万円 262,371 金 54,434 形 7,853 金 154,168 金 6,692 金 31,149 他 8,266 金 △194 53,376 16,541 物 3,712 具 571 品 330	一	百万円 175,737 3,523 25,974 78,614 3,853 17 2,670 17,448 27,526 357 293 7,596 2,163
当	地 定 11,844 29 定 32 420 36,413 券 10,693 式 16,014 金 913 用	そ 自 信 入 金 6	5,696 21,604 8,166 35 97 13,241 63 197,342
展 経 経 税 税 の 引 当 繰 経 資 資 資 産 株 式 交 付	度 他 552 金 △16 33 費 33	株 資 本 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	117,645 30,108 25,157 16,767 8,389 62,706 559 62,146 62,146 △327 793 793
	315,780	負債純資産合計	315,780

損 益 計 算 書 (2019年4月1日から)

売 上 高 百万円 完成工事高 352,224 売 上原価 完成工事原価 316,914 316,914 売 上総利益 完成工事総利益 35,310 販売費及び一般管理費 15,066 営業利益 20,244
売 上 原 価 316,914 316,914 売 上 総 利 益 35,310 完成工事総利益 35,310 販売費及び一般管理費 15,066 営業利益 20,244
完成工事原価 316,914 売上総利益 35,310 完成工事総利益 35,310 販売費及び一般管理費 15,066 営業利益 20,244
売 上 総 利 益芸 成 工 事 総 利 益35,31035,310販売費及び一般管理費15,066営 業 利 益20,244
完成工事総利益35,310販売費及び一般管理費15,066営業利益20,244
販売費及び一般管理費15,066営業利益20,244
営 業 利 益 20,244
본숙 부부 51 미크 구선
営 業 外 収 益
受取利息及び配当金 683
受 取 賃 貸 料 98
その他 <u>66</u> 848
営 業 外 費 用
支 払 利 息 181
債 権 売 却 損 52
株式交付費價却 49
その他 <u>119</u> 402
経 常 利 益 20,690
特 別 益
会員権売却益 732 732
特別
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額 265
損害賠償金 139
関係会社株式評価損 109
そ の 他 <u>48</u> <u>564</u>
税 引 前 当 期 純 利 益 20,858
法人税、住民税及び事業税 4,475 15.15 45.25 45.
法 人 税 等 調 整 額
当期純利益 14,823

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

									株	主	資	本		
							資	本	剰 🤅	金余		利	益剰	余 金
					資	本 金	資本準備金	そ	の他	資本剰	余金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金
							7 1 1 1113	(負本:	剰余金	: 合	計	1 3 1 1/13	繰越利益 剰 余 金	
						百万円	百万円		百万円	É	万円	百万円	百万円	
当	期	首	残	高	30	,108	16,767	8,	390	25,1	57	559	52,000	52,559
当	期	変	動	額										
剰	余 :	金 (の配	当									△4,676	△4,676
当	期	純	利	益									14,823	14,823
自 i	己株	式	の取	得										
É i	己 株	式	の処	分					△0		<u> </u>			
		以 動 額	の項目	額)										
当 期	変	動	額合	計		_	_		$\triangle 0$		△0	_	10,146	10,146
当 :	期	末	残	高	30	,108	16,767	8,	389	25,1	57	559	62,146	62,706

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△300	107,524	2,448	2,448	109,973
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△4,676			△4,676
当 期 純 利 益		14,823			14,823
自己株式の取得	△29	△29			△29
自己株式の処分	3	3			3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,654	△1,654	△1,654
当期変動額合計	△26	10,120	△1,654	△1,654	8,465
当 期 末 残 高	△327	117,645	793	793	118,438

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 熊 谷 組 取締役会 御中

仰星 監 香 法 人 務 所 東京事 指定社員 公認会計士 南 成人 業務執行社員 指定社員 哲 生 公認会計士 野 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監查人監查報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 熊 谷 組 取締役会 御中

仰星 監査法人 東京事 絡 所 指定社員 南 成人 公認会計士 業務執行社員 指定社員 哲 牛 (EII) 公認会計士 野 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查役会監查報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社である株式会社ガイアートの独占禁止法違反の件につきましては、監査役会として、同社のコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しております。今後とも当社グループの内部統制のさらなる強化に向けた取組みについて監査してまいります。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社態 谷 組 監査役会 治 常勤監査役 ノ 襾 純 昭 鮎 Ш 宣 社外監査役 佐 藤 建 監 査 役 社外監査役 竹 花

以上

株主総会会場ご案内図





開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時



開催場所

東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室 電話03-3260-2111 (大代表)



🖳 交通

J_R

飯田橋駅東□より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線

飯田橋駅 (出口B1) より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線

飯田橋駅 (出口C1) より徒歩2分

